

第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定について

1 策定の根拠

江別市子どもの読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境整備の推進に向けて、国や北海道の推進計画を基本に、本市における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、策定する計画です。

(子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項)

市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画」第五次計画を基本に、「江別市総合計画」が示す分野別の政策「まちづくり政策」に沿って策定される子どもの教育分野の個別計画として位置付けられるものです。

また、以下の計画などとの整合性を図るものです。

- 「江別市教育大綱」（令和元年度～令和5年度）
- 「江別市学校教育基本計画」（令和元年度～令和5年度）
- 「江別市社会教育総合計画」（令和元年度～令和5年度）
- 「江別市スポーツ推進計画」（令和元年度～令和5年度）
- 「江別市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）

3 計画期間

現行計画（第3期）の計画期間 令和元年度から令和5年度まで（5年間）

次期計画（第4期）の計画期間 令和6年度から令和10年度まで（5年間）

4 策定方法

- (1) 江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会による意見交換等
江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱
- (2) 庁内会議の設置及び開催
江別市子どもの読書活動推進委員会設置要綱
- (3) 議会への報告
- (4) 意見公募（パブリックコメント）による市民意見の反映（令和5年度実施）

5 策定スケジュール

第4期江別市子どもの読書活動推進計画の策定スケジュールのとおり